

令和 6 年度 袋井市社会福祉法人指導監査主眼事項

【 】は、指導監査ガイドラインの該当項目

重点指導事項・項目	主眼事項・着眼点
1 法人運営	
(1) 評議員・役員の要件を満たす者が適正な手続きにより選任されていること。 【 I-3-(1)-1, 2】 【 I-5-(2)-1, 3】	1 欠格事由に該当する者が選任されていないことについて、法人において確認されていること。 2 当該法人の各評議員、各役員と特殊の関係にある者が選任されていないことについて、法人において確認されていること。 3 暴力団員等の反社会的勢力の者が選任されていないことについて、法人において確認されていること。 4 評議員会に提出された監事の選任に関する議案は監事の過半数の同意を得ていること。 5 監事には社会福祉事業について識見を有する者及び財務管理について識見を有する者が含まれていること。
(2) 評議員会・理事会の招集が適正に行われていること。 【 I-3-(2)-1】 【 I-6-(1)-1】	1 評議員会の招集通知に記載しなければならない事項は、理事会の決議によっていること。 2 評議員会・理事会の 1 週間前（又は定款に定めた期間）までに通知がなされていること。 3 評議員会・理事会の招集通知が省略された場合に、評議員全員の同意があったことが客観的に確認できること。 4 定時評議員会の招集の通知に際し、理事会の承認を受けた計算書類等が添付されていること。
(3) 評議員会・理事会の決議が適正に行われていること。 【 I-3-(2)-2】 【 I-6-(1)-2, 3】	1 決議に特別の利害関係を有する評議員が加わっていないかを法人が確認していること。 2 評議員会・理事会の議決が必要な事項について、決議が行われていること。 3 評議員会の決議が省略された場合に、評議員全員の同意があったことが客観的に確認できること。 4 理事会の決議が省略された場合に、定款に規定があり、理事全員の同意及び監事全員の異議のない旨が客観的に確認できること。 5 理事への委任範囲が理事会において明確に定められていること。 6 理事長専決（委任）の範囲を超える契約等、理事会決議が必要な事項について、決議が行われていること。
(4) 法令又は定款に定めるところにより、理事長等が職務の執行状況について、理事会に報告をしていること。 【 I-6-(1)-4】	1 実際に開催された理事会において、必要な回数以上報告がされていること。

【 】は、指導監査ガイドラインの該当項目

重点指導事項・項目	主眼事項・着眼点
(5) 評議員等の報酬等の額が法令に定めるところにより定められていること。 【Ⅰ-8-(1), (2)】	1 評議員の報酬等の額が定款で定められていること。 2 理事の報酬等の額が定款又は評議員会の決議によって定められていること。 3 監事の報酬等が定款又は評議員会の決議によって定められていること。 4 役員及び評議員に対する報酬等の支給基準を定め、評議員会の承認を受けていること。
2 事業	
(1) 定款に従って事業を実施していること。 【Ⅱ-1-1】	1 定款に定めている事業が実施されていること。 2 定款に定めていない事業が実施されていないこと。
(2) 「地域における公益的な取組」を積極的に実施していること。 【Ⅱ-1-2】	1 社会福祉法人に対する地域住民の福祉需要を把握していること。 2 地域住民の福祉需要に対応した公益的な取組を実施していること。
3 管理	
(1) 経理規程を制定し、経理規程に定める手続きが行われていること。 【Ⅲ-3-(2)-1】	1 経理規程の内容が法令又は通知に反しないこと。 2 経理規程及びその細則等に定めるところにより事務処理が行われていること。
(2) 予算の執行及び資金等の管理に関する体制が整備されていること。 【Ⅲ-3-(2)-2】	1 補正予算の編成が必要と認められる、軽微な範囲とは言えない乖離について、補正予算が編成されていること。 2 予算の流用、予備費の使用が経理規程等に従い適時に行われていること。 3 管理運用体制に関する経理規程等に定める手続きがなされていること。 4 業務分担が内部統制に配慮した体制となっていること。
(3) 計算関係書類及び財産目録が法令に基づき適正に作成されていること。 【Ⅲ-3-(3)-3】	1 計算関係書類及び財産目録が会計基準に則して作成されていること。 2 仮払金、借受金、前払費用、未収金、未払金等が適正に執行されていること。
(4) 利用者預り金等が適正に管理されていること。 【Ⅲ-3-(2)-2】	1 預り金管理規程が定められ、取扱いが確立されていること。 2 預金通帳及び印鑑の管理並びに預り金等の入金手続きについては内部牽制が確保されていること。

【 】は、指導監査ガイドラインの該当項目

重点指導事項・項目	主眼事項・着眼点
(5) 法令に定める情報の公表を行っていること。 【Ⅲ-4-(3)】	1 法令に定める事項について、インターネットを利用して公表していること。
(6) 福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じていること。 【Ⅲ-4-(4)-1】	1 福祉サービス第三者評価事業による第三者評価の受審等の福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じていること。
(6) 法人が登記しなければならない事項について期限までに登記がなされていること。 【Ⅲ-4-(4)-3】	1 登記事項(資産の総額を除く)について変更が生じた場合、2週間以内に変更登記をしていること。 2 資産の総額について、会計年度終了後3ヶ月以内に変更登記をしていること。
(7) 契約等が適正に行われていること。 【Ⅲ-4-(4)-4】	1 法人印及び代表者印の管理が十分に行われていること。 2 随意契約を行っている場合、一般的な基準に照らし適当に実施されていること。